

平成 26 年 12 月 9 日

会計検査院院長 河戸 光彦殿

最高裁をただす市民の会

志岐武彦、石川克子、黒藪哲哉

「鳩山事件を審査した東京第四検察審査会」において、審査員実在確認と 審査員旅費支払の不正チェックを要求

東京第四検察審査会の 21 年度第 4 群、22 年度第 1 群、第 2 群検察審査員・補充員の実在確認と審査員旅費支払の不正チェックを要求する

以下にその理由を述べる

1. 過去の会計検査院調査に重大な欠落がある

25 年 8 月の参議院決算委員会等の要求により、会計検査院は、「裁判所における会計経理等に関する会計検査の結果について」という調査報告者を発表した。

この報告書の P38, 39 ページに以下の調査報告がある。

『イ 審査員等に対する本人確認等

(イ) 会計検査院による審査員等の実在確認

各検察審査会における本人確認の方法は、上記のように主として持参した招集状を確認するものであるが、会計実地検査の際には当該招集状を確認できなかったことから、会計検査院は次の調査方法により審査員等が実在の人物であったのかという点について確認した。

すなわち、会計検査院は、当事者である検察審査会及び裁判所を介在させずに調査するため、11 検察審査会の会議に 23 年 5 月から 7 月までに出席したとして旅費等が支払われている 189 人に調査票を直接郵送した。この結果、146 人から回答があり、この 146 人全員から、検察審査会に出席した実績があり、旅費等の振り込みを受けている旨の回答がなされた。また、11 検察審査会全てについて、所属した検察審査会に出席した実績がある旨の回答がなされている。』

鳩山事件を審査したのは、22 年 2 月～4 月である。この調査では、この期間の東京第四検察審査会の審査員実在確認が外されている。これは重大な調査の欠落である。

2. 審査員旅費の不可解な支払がある

鳩山検察審の審査員旅費支払関係資料を入手し、審査会議日～地裁発議日(支出負担行為即支出決定決議書を作成した日)～支払予定日をまとめたところ、添付 18 のようになった。

数々の不可解な支払が見られる。

“ニセの請求書”が見つかったので以下に報告する。

高額支払者 2 人、船利用の検察審査員 111333 と新幹線利用の補充員 103829 の請求書が多数存在するが、“ニセの請求書”は補充員 103829 の 4 月 21 日付、4 月 26 日の 2 枚である(添付 19)。

【補充員 103829 の 6 枚の請求書のうち 2 枚に以下の不可解な訂正が見られた。

地裁出納課が請求者を検察審査員 111333 のものと判断し 111333 と印字したが、その後、111333→103829、検察審査員→補充員(捨印の下に削 5 字、加 3 字)と訂正している。2 枚とも日付が 4 月 21 日、26 日と異なるだけで、それ以外の記載内容も訂正内容も全く同じである。21 日と 26 日、出納課は同じ判

断と訂正をしたということになる。債主内訳書を見ると、その金額は 103829 の口座に振り込まれている。また、両日とも、別に 111333 の請求書が存在する(添付 20)】

もし、審査会議が開かれ、その会議に補充員 103829 が出席していたとすれば、103829 本人は請求者欄の自分の名前を確認し認印を押すから、請求欄には 103829 の名前が印字されていたはずである。出納課がこれを 111333 のものと印字する可能性はない。ところが、出納課は 4 月 21 日も 26 日も最初は 111333 と印字してしまっている。そしてその後 103829 と訂正している。補充員 103829 は審査会議に出席していなかったと思われる。

私達は 10 月 26 日東京地方裁判所所長宛に文書で「地裁出納課が、何を見てその請求書が 111333 のものと判断したのか、その後何故その請求書が 111333 でなく 103829 のものであることに気づいたのか、また検審事務局が印字した検察審査員を何故補充員と訂正したのか」と質問した。東京地裁総務課長は、1 か月半経った今も、「いつ回答できるかわからない」と繰り返すのみである。出納課の作業プロセスを説明できないのである。

この件を以下のように考えると辻褄が合う。

【検審事務局職員が、アリバイ作りのため 103829 の請求書を作る際、請求書欄に間違っ 111333 の名前を印字してしまった。地裁出納課は、111333 の名前があるので 111333 と印字したが、その後、111333 の請求書(54、26 日の場合 75)がもう一枚出てきた。同じ日の 111333 の請求書が 2 枚になってしまったのである。そこで 1 枚(51、26 日の場合 71)の請求書の右脇の数字を 111333→103829 と訂正した。】

検審事務局が、請求者欄に 103829 の名前を印字すべきなのに間違っ 111333 と名前を印字した“ニセの請求書”を作成し、地裁出納課はその請求書を 103829 とみなし、お金を 103829 の口座に振り込んだということである。103829 が審査会議に出席していたら、名前を印字し間違えた請求書が地裁まで回ってくることはない。検審事務局は致命的なミスをし、地裁はそれをカバーできなかったということである。

3. 東京第四検察審査会の鳩山事件審査の議決は架空議決の可能性が高い

「最高裁をただす市民の会」で調査した結果を以下にまとめた。

『市民が掘り起こした検察審査会と最高裁事務局の間

(小沢一郎検察審起訴議決を“架空議決”と結論付けた“7つの根拠”』(添付)

添付資料(添付)

以上の理由により、東京第四検察審査会の 21 年度第 4 群、22 年度第 1 群、第 2 群検察審査員・補充員の実在確認及び審査員旅費支払の不正チェックを行うことを要求する。